

企画競争説明書

業務名称：ミャンマー国道路橋梁維持管理能力強化プロジェクト

案件番号：19a00757

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年12月11日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年12月11日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ミャンマー国道路橋梁維持管理能力強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - ~~() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。~~
 - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年2月 ～ 2022年9月

4 窓口

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部 契約第一課

西馬 智子 Nishiuma.Tomoko@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件
当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。
- 1) 全省庁統一資格
令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。
 - 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除
利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。
具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
(特定の排除者はありません。)
- (4) 共同企業体の結成の可否
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし、なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。
共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。
また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認
競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2019年12月18日(水) 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭での質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2019年12月23日(月)までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年1月10日（金） 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積としてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - ・本邦研修に係る経費（見積書上の費目：国内業務費）
 - ・橋梁モニタリング用機材（傾斜計、変位計、サーバーなど）の購入・輸送経費（同：機材費）
 - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - ・「第3 特記仕様書案 5. 業務の実施方針及び留意事項 (3) 技術協力成果のミャンマー全体への展開」に記載の、ミャンマー全土（建設省の地方事務所等）への技術・知見の普及に係る活動に必要な経費：150万円
(※本見積の「I 業務原価 1 直接経費 (3)一般業務費 ①雑費」にて計上してください。)
 - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) MMK1=0.07338 円
 - b) US\$1=109.485 円
 - c) EUR1=120.522 円
 - 5) その他留意事項（特記事項なし）

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参

照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／道路・橋梁維持管理
- b) 橋梁点検（コンクリート）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 20.0 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\text{(当該者の見積価格 - 最低見積価格)} \div \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。

- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年1月31日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- （ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。
 - 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/A）に規定する日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
 - 2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果

に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

- ~~（一）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。~~
- ~~（二）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。~~

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路・橋梁の維持管理にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「**業務管理グループ制度と若手育成加点**」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

①業務主任者／道路・橋梁維持管理（2号）

②橋梁点検（コンクリート）（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／道路・橋梁維持管理）】

a) 類似業務経験の分野：道路・橋梁の維持管理にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ミャンマー国及び全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 橋梁点検（コンクリート）】

a) 類似業務経験の分野：橋梁点検（コンクリート）にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ミャンマー国及び全途上国

c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の

場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- | |
|---|
| <p>注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。</p> <p>注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。</p> <p>注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。</p> <p>注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。</p> <p>注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p> |
|---|

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／道路・橋梁維持管理	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○○	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力：橋梁点検（コンクリート）	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
-(3) 業務従事者の経験・能力-		
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2020年1月17日（金）16:00～18:00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208 会議室
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により、上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

ミャンマーは2011年の民主化・市場経済化以降、堅調な経済成長を続けており、今後の更なる経済発展に向け、安定したインフラの確保が不可欠である。その中でも特に社会的基盤となる道路・橋梁は、同国建設省によって主要なものの多くが建設され、その規模はミャンマー全国で、道路は総延長約140,910km（2015年時点、建設省道路局統計。この内、建設省管轄は約40,573km）、橋梁は3,297橋（2016年時点、同省橋梁局統計）に上る。一方で、過去に建設された道路・橋梁の老朽化が進んでおり、2018年4月には、ミャンマー南部に位置するミヤウンミヤ橋が崩落し、老朽化や維持管理不足に起因する実際の被害発生を受け、建設省においても維持管理の重要性が再認識されることとなった。

しかしながら、これまでのミャンマーでは、主に新規の道路・橋梁の建設に注力してきており、我が国による協力等で新たに建設された一部の道路・橋梁を除き、概して維持管理に精通した人材の不足、及び効率的な維持管理手法・技術の欠如が顕著である。また、維持管理予算は道路局（年間約36億円、2018年国交省調査）及び橋梁局（年間約11億円、同左）共に横ばい傾向であることから、予防保全を含む適切な維持管理による安全性の確保や、効率的な維持管理による予算執行の最適化が喫緊の課題となっている。

我が国の対ミャンマー協力においても、1979-1985年に実施した技術協力「橋梁技術訓練センター（BETC）プロジェクト」を筆頭に、ミャンマー側のニーズに合わせる形で建設段階における技術移転を中心に協力を行ってきており、これまで維持管理に焦点を当てた技術移転は行われてきていない。他方、直近の建設省向け技術協力プロジェクト「道路橋梁技術能力強化プロジェクト」（2016-2019年）では、施工監理（品質・安全管理等）における技術基準や業務フローの策定を中心とした協力により、建設時の初期品質を高める活動を行うとともに、将来の維持管理に資する橋梁諸元、施工情報等の蓄積を目的とした橋梁データベースの構築が行われてきた。本プロジェクトでは、これらの成果を活用し、維持管理を実施することが期待されている。

こうした背景の下、道路・橋梁の維持管理において長年蓄積してきた知見を有し、内閣府の主導する府省庁横断的取り組みであるSIP（Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program：戦略的イノベーション創造プログラム）による研究開発を筆頭にした、道路アセットマネジメント技術にかかる先進的な取り組みを行っている我が国による協力が強く要望されている。これを受け、JICAは2019年5月に詳細計画策定調査を実施し、同調査の結果をもとに、2019年11月4日にミャンマー建設省とR/D（Record of Discussions）を締結した。

なお、ミャンマー建設省は現在法人化を進めており、建設部門については2020年10月、維持管理部門についてはそれ以降の法人化を予定していることから、今後の動向については注視が必要である。現時点で、法人化後も当面は国家予算で運営が行われ、また、建設省は引き続き監督省庁として管理・監督を行う予定であることが分かっている。

2. プロジェクトの概要

- (1) **プロジェクト名**
道路橋梁維持管理能力強化プロジェクト
- (2) **対象地域（サイト）**
ミャンマー全国
- (3) **対象グループ（直接裨益者）**
建設省の道路・橋梁維持管理技術者（約6,800名）
- (4) **上位目標（Overall Goal）**
道路と橋梁の維持管理サイクルが発展する。
- (5) **プロジェクト目標（Project Purpose）**
建設省の技術者の道路・橋梁の維持管理能力が向上する。
- (6) **成果（Outcome）・活動（Activities）**
成果及び関連する活動を以下に記載する。

成果1：ミャンマーに適した橋梁の点検・評価手法が確立される。

<活動>

- 1-1. 現状の橋梁点検手法とインベントリーシステムを精査する。
- 1-2. ミャンマーに適した、持続性ある橋梁点検と初期評価手法/手順（データ管理を含む）を定める。
- 1-3. 橋梁点検とインベントリーシステムの改訂を行う。
- 1-4. コアトレーナーを対象に橋梁点検と評価のトレーニングを行う。
- 1-5. 橋梁の詳細診断とモニタリングをパイロットベースで実施する。
- 1-6. 橋梁建設と維持管理記録のデータ管理手順を確立する。

成果2：ミャンマーに適した道路の点検・補修設計手法が確立される。

<活動>

- 2-1. 現状の道路点検手法とインベントリーシステムを精査する。
- 2-2. ミャンマーに適した、持続性ある道路点検手法/手順（データ管理を含む）を定める。
- 2-3. 道路点検とインベントリーシステムの改訂を行う。
- 2-4. 道路の詳細診断と補修設計をパイロットベースで実施する。
- 2-5. コアトレーナーを対象に道路点検と詳細診断の研修を行う。
- 2-6. 道路建設と維持管理記録のデータ管理手順を確立する。

成果3：道路・橋梁の予算計画を含む年間維持管理計画が策定される。

<活動>

- 3-1. 現状の維持管理計画の策定手順を精査する。
- 3-2. 維持管理活動の年間基本スケジュールを定める。
- 3-3. 収集データに基づき道路と橋梁の年間維持管理計画を策定する。

成果4：道路・橋梁の運営維持管理に係る組織体制が強化される。

<活動>

- 4-1. 現状及び今後改編が予定される建設省の組織・体制について調査する。
- 4-2. 運営・維持管理に関連するすべてのユニット/セクションを特定する。
- 4-3. 各々の関連ユニット/セクションの職員のスキルレベルを把握する。
- 4-4. 関連ユニット/セクションの円滑なコミュニケーション体制を確立する。

(7) 実施機関

建設省 (Ministry of Construction)

- ・ 道路局 (Department of Highways)
- ・ 橋梁局 (Department of Bridge)

(8) プロジェクト実施期間

2020年3月から2022年9月 (30ヶ月)

(現地業務期間 (想定) : 2020年3月から2022年8月)

3. 業務の目的

本プロジェクトに係るR/D (Record of Discussions) に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICAが2019年11月4日に建設省と締結したR/Dに基づいて実施される「道路橋梁維持管理能力強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 業務の実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの実施体制 (別紙「実施体制図」も参照のこと)

本プロジェクトは、建設省内、道路局、橋梁局双方を実施機関として実施するものであり、カウンターパート (C/P) となる技術者等の人数が多く、調整の難易度も高くなることが予想される。そのため、日常から各局と密にコミュニケーションをとり、節目では合同調整委員会 (Joint Coordination Committee: JCC) の場を活用する等、必要な情報共有を行いながら業務を進めるよう、留意すること。

本プロジェクトでは、本業務実施契約とは別に、JICAから建設省に長期専門家の派遣を予定している (国交省での人選手続きによるが、2020年4月～9月より2年間派遣予定)。上記2. (6) に記載の成果1～4のうち、成果1～3については受注者が、成果4については同長期専門家が中心となって活動を行う。

同長期専門家は、C/Pである建設省にて先方の要望にタイムリーに応えると共

に、コンサルタントチーム（本業務実施契約の業務従事者）やJICA本部・JICAミャンマー事務所との間における各種調整を行う予定である。また、プロジェクトの内容面では、上記2.（6）の成果1～4のうち、成果4について責任者として技術移転を行い、維持管理を実施する上での組織体制の構築を遂行する。

コンサルタントチームと長期専門家の基本的な役割分担は上記のとおりであるが、本プロジェクトで設定されている4つの成果はそれぞれが密接に関連しており、プロジェクト目標の達成には本業務実施契約の業務従事者と同専門家の密な連携が重要であるところ、十分に留意して取り組むこと。

更に、本プロジェクトでは、本業務実施契約とは別に、JICAから短期専門家（東京大学教員）を全5回程度ミャンマーに派遣予定である。同短期専門家は、主に成果1に紐づく活動、中でも特に橋梁モニタリングに係る技術移転・研究、及び建設省とヤンゴン工科大学の連携体制実装に係る業務を行う予定であるため、こちらとも密に連携の上、活動に取り組むこと。（下記「（2）先行事業の成果の活用」及び「（11）成果1に係る留意事項 ③パイロットベースで橋梁モニタリングを実施する候補サイト」参照）

なお、JCCのメンバー構成については、R/Dに記載のとおり。

（2）先行事業の成果の活用

以下の先行事業の成果活用を図ること。

① 道路橋梁技術能力強化プロジェクト（2016-2019年）

同事業では、施工監理（品質・安全管理等）における技術基準や業務フローの策定を中心とした協力により、建設時の初期品質を高める活動を行うとともに、将来の維持管理に資する橋梁諸元、施工情報等の蓄積を目的とした橋梁データベースの構築を行った。本プロジェクトでは、この橋梁データベースについて、可能な範囲で活用を図ることとする。

② 科学技術協力（SATREPS）

「ミャンマーの災害対応力強化システムと産学官連携プラットフォームの構築プロジェクト」（2015-2020年（予定））

同事業では、橋梁のモニタリング技術等の研究・開発に加え、産学官連携プラットフォームを構築している。

本プロジェクトでは、当該プラットフォームの実用化（具体的には、建設省とヤンゴン工科大学との連携）を活動の一つとして想定しており、短期専門家という形で、同事業に参画していた東京大学からの支援も得る予定である（プロジェクト期間中、1回数週間～1か月程度で計5回程の派遣を予定）。これについて受注者も積極的に関与し、本プロジェクトによる連携体制の確立に貢献することが求められる。

（3）技術協力成果のミャンマー全体への展開

本プロジェクトでは、R/Dにも記載の通り、TOT（Training of Trainers）手法を適用し、プロジェクトではC/Pの中でも特にコアトレーナーを対象に技術移転を行う予定である。プロジェクト後半には、これらのコアトレーナーが主体となってミャンマー全土（建設省の地方事務所等）への技術・知見の普及を図ることを想定している。これは、ミャンマー側の主体性を醸成し、プロジェクト効果の定

着及び持続性の担保を目的に行うものであり、受注者は同方針を理解し、それに沿った活動を行うことが求められる。なお、ミャンマー全土（建設省の地方事務所等）への技術・知見の普及の具体的な方法・回数については、プロジェクト開始後にJICA及びC/Pと検討のうえ決定する。現時点で想定しうるものをプロポーザルにて提案し、必要経費（一般業務費、再委託費（必要な場合）、機材費（必要な場合））については定額見積として、「第1 企画競争の手続き」に記載の金額を計上すること。

（４）実施中の有償資金協力、民間連携事業等との連携

有償資金協力「バゴ橋建設事業」（2016-2022年（予定））では、供用後のモニタリングを目的に、傾斜計を設置予定である。本プロジェクトにおける活動と親和性が高いため、情報共有及び連携を検討すること。また、現時点で特定の事業は想定されないが、民間連携事業等、連携が可能かつ効果的と思われるものについては積極的に検討し、業務実施段階でJICAに提案すること。

（５）PDM 指標に係る基準値及び目標値の設定

プロジェクト開始から3ヶ月以内を目処に、ミャンマー側と協議の上、PDMにおける指標の基準値及び目標値を設定すること。

（６）機材供与

① 受注者による機材調達

効率的なプロジェクトの実施のため、以下の機材をC/Pに供与することを想定している。

機材名	個数（目安）	備考
傾斜計	10台	橋梁局向け
変位計	10台	橋梁局向け
サーバー	1台	データベース用

現状では具体的な仕様等が確定していないことから、プロジェクト開始後にJICA及びC/Pと検討の上、内容・整備方法・費用を決定するが、現時点で想定しうる機材を個数・仕様含めプロポーザルにて提案し、購入経費（輸送料含む）を別見積にて計上すること。

また、上記以外に必要なと思われる機材についてもプロポーザルにて提案し、購入経費（輸送料含む）を別見積にて計上すること。

なお、機材調達においては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>) に沿って業務を行うこととする。

② JICA による機材調達

現段階では、JICAによる機材調達は想定していない。

③ プロジェクト開始後に調達の主体を検討する機材調達

現時点では、想定されない。

④ 機材の設置・維持管理費に係る経費

機材の据付や運営維持管理に係る費用（燃料費、材料費含む）については、R/Dに記載のとおり、ミャンマー側にて負担する予定である。

(7) 先進的な本邦技術の活用（パイロットプロジェクト）

本プロジェクトは、JICAが2017年10月に立ち上げた「道路アセットマネジメントプラットフォーム」における活動の一環として実施するプロジェクトの一つであり、内閣府主導によるSIP（戦略的イノベーション創造プログラム）等で研究開発が進められてきた本邦企業の製品や技術を、パイロットベースで活用する事を奨励する。

パイロットプロジェクトを実施する場合の具体的内容については、建設省及び発注者・受注者との協議の上決定するが、現時点で活用可能と想定される技術について、プロポーザルにて提案し、必要経費（一般業務費、現地や国内の再委託費（必要な場合）、機材費（必要な場合））については別見積りに計上すること。

なお、パイロットプロジェクトにて活用する本邦企業の製品・技術は、ミャンマーにおける道路・橋梁維持管理の効率化、コストの最適化に資するものであることを前提とする。

また、パイロットプロジェクトに必要な施工業者・機材については、受注者が調達することを想定している。パイロットプロジェクトの実施に際しては、パイロットプロジェクト計画（案）のJICA承認後、契約変更にて当該業務を追加するため、所要経費については見積書（本見積・別見積）への計上は不要である。

(8) 本邦研修

① 概要

ミャンマー側関係機関職員への技術移転の成果発現を促進する方策として、2020年度に1回（分野：橋梁維持管理。2週間、一般研修員15名程度を想定）、2021年度に1回（分野：道路維持管理。2週間、一般研修員15名程度を想定）の計2回、本邦研修の実施を想定している。そのため、現時点で想定しうる内容や対象者、実施時期、視察場所を含む研修概要及び日程表（案）についてプロポーザルにて提案すること。具体的な内容はプロジェクト開始後にJICAとの協議を経て確定する。

受注者は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>) に基づき、これら研修を実施すること。

また、これら研修実施に係る経費は、同ガイドラインを参照の上、「研修実施」に係る部分について別見積りに計上すること。

② 研修参加者の選定

研修参加者の選定に当たっては、プロジェクトによる技術移転の効果が持続的なものとなるよう、特定の属性（性別・所属等）に偏らないよう留意すること。基本的には今後中核を担う若手・中堅を中心とした編成とすること

が望ましく、また準高級研修員の受入れは想定していない。

③ 研修前後の活動

研修の実施に際しては、研修員の主体性を引き出し、研修の成果をより効果的に発現させるため、研修員自身による事前の課題分析を行い、また、当該課題分析をもとに、本邦研修最終日にアクションプランを策定する。受注者は必要な助言等を行うとともに、帰国後の研修員によるアクションプランの実施を促すこととする。また、帰国後には簡易な省内セミナーを実施するなど、研修員が得た知見の建設省内における共有を図る活動を可能な限り実施する。

(9) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。かかる特性を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ本プロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/P機関との合意文書の改訂、契約の変更等）を取る。

(10) ミャンマー側 C/P の内国旅費

コアトレーナーによる地方事務所への技術・知見の普及活動等で発生するミャンマー側の内国旅費については、原則ミャンマー側の負担とする。但し、ミャンマー側との協議の結果、ミャンマー側負担による実施が困難と判断される場合には、受注者はJICAにその理由と共に報告し、対応（契約変更による増額等）について相談すること。

(11) 成果1に係る留意事項（※1～※8は下記「6. 業務の内容」に対応）

① 先行事業の成果の活用（※1）

「道路橋梁技術能力強化プロジェクト」（2016-2019年）では、将来の維持管理に資する橋梁諸元、施工情報等の蓄積を目的とした橋梁データベースの構築が行われた。本プロジェクトでは、当該橋梁データベースについて、可能な範囲で活用を図ることとする（上記5.（2）参照）。

② コアトレーナーの選定（※2）

本プロジェクトではTOT（Training of Trainers）手法を適用し、プロジェクトではC/Pの中でも特にコアトレーナーを対象に技術移転を行う予定である（上記5.（3）参照）。当該コアトレーナーについては、プロジェクト実施前に建設省が選定する（各局約20名～30名を想定）ことを、R/Dにおいてミャンマー側と合意しているため、受注者は業務開始後、コアトレーナーのリストを建設省より取り付け、本プロジェクトの核となるC/Pを明確化する必要がある。なお、当該リストについては入手次第JICAにも共有すること。

③ パイロットベースで橋梁モニタリングを実施する候補サイト（※3）

本プロジェクトの要請背景には、2018年4月に発生したミャウンミャ橋落橋事故がある。同事故の発生を受け、東京大学等を中心とした日本からの調査団が同様の橋梁を対象に緊急調査を行っており、その結果、脆弱性が顕著な橋梁が約30橋存在していることが判明している。本プロジェクトにおいてパイロットベースで実施する予定の橋梁のモニタリングにおいては、同調査で特定された脆弱性の高い橋梁が対象となる可能性が高いため、対象橋梁の選定時には留意すること。

なお、上記調査団のメンバーの一人（東京大学）は、短期専門家として本プロジェクトにも参画予定であるところ、同専門家と密にコミュニケーションをとり、サイト選定の際の判断の一助とすること。

④ 官学連携体制の実装（※4）

本プロジェクトでは、R/Dに記載のとおり、建設省とヤンゴン工科大学が共同で橋梁のモニタリングを実施予定である。モニタリングの結果、緊急措置が必要な場合には建設省に情報共有し、補修や通行止め等の対策実施を促す予定であるため、受注者は技術的助言を行うなど、必要に応じてこれを支援すること。なお、ヤンゴン工科大学はモニタリングを通じ、モニタリング技術の研究開発、モニタリング結果の分析（どういった数値の時にどのような危険があり、どのような対策が有効であるか等）を主に行う予定である。これについては東京大学からの支援も得る予定であるため、受注者はこの体制を十分に理解し、必要な支援・連携を行っていくこと。

（1 2）成果2に係る留意事項

① 既存の機材等の活用（※5）

建設省に対してはADBが、「TA-8327 MYA: Developing the Asset Management Program for Myanmar Roads」（2013-2015年）、及び「TA-8987 MYA: Improving Road Network Management and Safety」（2016-2018年）等のプロジェクトで、道路維持管理に係る協力を行っている。これらの技術協力で供与された機器（IRI点検、FWD診断用機材等）について現状を確認し、必要に応じて本プロジェクトにおける活用を検討すること。

（1 3）成果3に係る留意事項

① 長期専門家との役割分担（成果3）（※6）

成果3については、上記5.（1）に記載のとおり、受注者が中心となって活動を行う。他方、予算措置など、政策面における助言や調整については建設省に常駐する長期専門家が実施することを想定している。そのため、成果3に紐づく活動の実施に際しては、受注者は同専門家と密にコミュニケーションをとり、連携を意識してそれらの活動に取り組むこと。

（1 4）成果4に係る留意事項

① 長期専門家との役割分担（成果4）（※7）

上記5.（1）に記載のとおり、成果1～3については受注者が、成果4については建設省に常駐する長期専門家が中心となって活動を行う予定である。他方、各成果は連動しており、これらの達成、ひいてはプロジェクト目標や

上位目標の達成には受注者と同専門家の密な連携が重要であるところ、成果4に紐づく活動についても十分に留意して取り組むこと。

② 建設部門との連携（※8）

本プロジェクトでは、上位目標として「道路と橋梁の維持管理サイクルの発展」、プロジェクト目標として「建設省の技術者の道路・橋梁の維持管理能力の向上」を定めており、維持管理部門に従事する技術者が主要なC/Pとなることが想定される。他方、道路・橋梁の維持管理における基本的なPDCAサイクルの定着にあたっては、計画及び設計・施工の段階から、後々の維持管理を意識して行われることが理想である。その観点から、本プロジェクトでは、新たに建設された道路・橋梁のインベントリーシステムへの登録徹底を筆頭に、維持管理によって得られた教訓の計画、設計・施工へのフィードバックを行う体制の構築等、建設部門も巻き込んだ協力を行うこと。

6. 業務の内容（※1～※8は上記「5. 業務の実施方針及び留意事項」に対応）

本プロジェクトでは以下の業務（活動）を実施する。想定される業務工程はR/Dに添付のPOの通りであるが、具体的な工程をプロポーザルにて提案すること。

（1）ワークプラン案の作成

要請書やR/D等の関連資料の読み込みや分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討した上で現地業務開始までにワークプラン案を作成し、JICAと共有する。

（2）ワークプランの確定

現地業務開始後にワークプラン案をC/P機関の関係者等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワークプラン案の協議を行う。その際、R/Dに添付のPDMIに記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標のうち、目標値が未設定の項目について、現状を踏まえてC/P等と協議し、目標値を設定する。一連の協議を経て、必要に応じてワークプランを修正した上でワークプランを確定する。

（3）ベースライン調査の実施

プロジェクト開始後3か月間に成果1～成果4に係る組織面・技術面の現況レビューを行い、その結果をまとめ、JICAおよびC/Pに報告する。またその結果に基づき、必要に応じて、上記（2）で確定したワークプランの見直しを行う。なお、成果4に紐づく活動については、「5. 業務の実施方針及び留意事項（14）成果4に係る留意事項①長期専門家との役割分担（成果4）」に記載のとおり、長期専門家が中心となって実施予定であるため、受注者は長期専門家が収集した情報も含めて全体を取りまとめ、ワークプランの見直しを行う際に反映する。

（4）成果1「ミャンマーに適した橋梁の点検・評価手法が確立される」に係る活動

1-1. 現状の橋梁点検手法とインベントリーシステムを精査する。

ミャンマー建設省橋梁局が現在行っている橋梁点検の手法、及び点検データ等を保管するインベントリーシステムの状況について確認を行う。その際、幅広く各橋種の点検手法を確認し、また、ミャンマー全国に所在の建設省の各地方事務所がそれぞれどのような点検及びデータの記録・管理を行っているか、精査し、課題を分析・抽出する。

1-2. ミャンマーに適した、持続性ある橋梁点検と初期評価手法/手順（データ管理を含む）を定める。

上記1-1.の結果も踏まえ、橋梁点検とその後の初期評価・診断、及びそれらの結果得られるデータの記録・管理の手法・手順について、橋梁局とも相談しつつ、ミャンマーにおいて実現可能かつ持続可能な方法を模索し、定義する。

1-3. 橋梁点検とインベントリーシステムの改訂を行う。（※1）

上記1-2.の結果を踏まえ、新たに定義された橋梁点検、初期評価・診断の手法・手順の実現に向け、必要な改善策を講じる。具体的には、これらの維持管理活動の現場における手順や作業フロー、チェックリスト等を定めた現場マニュアル（Operation Manual）を策定すると共に、各橋種に係る点検の手法、頻度、基準（橋梁の状態を判断する）等詳細なルールを定めた総合マニュアル（Comprehensive Manual）を策定する。また、データを記録・管理するためのインベントリーシステムについても改訂を行う。

1-4. コアトレーナーを対象に橋梁点検と評価のトレーニングを行う。

建設省によって選定される予定のコアトレーナー（※2）に対し、活動1-3にて策定したマニュアルをベースにトレーニングを行う。プロジェクト後半には、これらのコアトレーナーを主体としてミャンマー全土（建設省の地方事務所等）への技術・知見の普及を図る。

1-5. 橋梁の詳細診断とモニタリングをパイロットベースで実施する。

建設省のコアトレーナー、及びヤンゴン工科大学の研究チームと共に、パイロットサイトとして選定した橋梁（※3）の詳細診断及びモニタリングを行う。その際、詳細診断及びモニタリングの結果得られたデータを記録しつつ、状況を建設省に報告する（※4）。なお、橋梁の詳細診断とモニタリングについても、上記1-3.の点検及び初期評価・診断同様、現場マニュアル（Operation Manual）と総合マニュアル（Comprehensive Manual）を策定する。

1-6. 橋梁建設と維持管理記録のデータ管理手順を確立する。

上記1-2.の結果を踏まえ、新たに定義されたデータ記録・管理の手順や作業フロー等を定め、ルールとして明文化する。当該ルールについては活動1-3で策定する総合マニュアル（Comprehensive Manual）にあわせて記載する。

（5）成果2「ミャンマーに適した道路の点検・補修設計手法が確立される」に係

る活動

2-1. 現状の道路点検手法とインベントリーシステムを精査する。

ミャンマー建設省道路局が現在行っている道路点検の手法、及び点検データ等を保管するインベントリーシステムの状況について確認を行う（※5）。その際、ミャンマー全国に所在の建設省の各地方事務所がそれぞれどのような点検及びデータの記録・管理を行っているか、精査し、課題を分析・抽出する。

2-2. ミャンマーに適した、持続性ある道路点検手法/手順（データ管理を含む）を定める。

上記2-1.の結果も踏まえ、道路点検及びそれらの結果得られるデータの記録・管理の手法・手順について、道路局とも相談しつつ、ミャンマーにおいて実現可能かつ持続可能な方法を模索し、定義する。

2-3. 道路点検とインベントリーシステムの改訂を行う。

上記2-2.の結果を踏まえ、新たに定義された道路点検の手法・手順の実現に向け、必要な改善策を講じる。具体的には、これらの維持管理活動の現場における手順や作業フロー、チェックリスト等を定めた現場マニュアル（Operation Manual）を策定すると共に、点検の手法、頻度、基準（道路の状態を判断する）等詳細なルールを定めた総合マニュアル（Comprehensive Manual）を策定する。また、データを記録・管理するためのインベントリーシステムについても改訂を行う。

2-4. 道路の詳細診断と補修設計をパイロットベースで実施する。

建設省によって選定される予定のコアトレーナー、及びヤンゴン工科大学の研究チームと共に、パイロットサイトとして選定した道路の詳細診断及び同結果を踏まえた補修設計を行う。その際、詳細診断の結果得られたデータを記録しつつ、補修設計を建設省に報告し、建設省による補修を促す。なお、道路の詳細診断と補修設計についても、上記2-3.の点検と同様に、現場マニュアル（Operation Manual）と総合マニュアル（Comprehensive Manual）を策定する。

2-5. コアトレーナーを対象に道路点検と詳細診断の研修を行う。

建設省のコアトレーナーに対し、上記2-3.及び2-4.にて策定したマニュアルをベースにトレーニングを行う。プロジェクト後半には、これらのコアトレーナーを主体としてミャンマー全土（建設省の地方事務所等）への技術・知見の普及を図る。

2-6. 道路建設と維持管理記録のデータ管理手順を確立する。

上記2-2.の結果を踏まえ、新たに定義されたデータ記録・管理の手順や作業フロー等を定め、ルールとして明文化する。当該ルールについては上記2-3.で策定する総合マニュアル（Comprehensive Manual）にあわせて記載する。

（6）成果3「道路・橋梁の予算計画を含む年間維持管理計画が策定される」に係

る活動（※6）

3-1. 現状の維持管理計画の策定手順を精査する。

ミャンマー建設省道路局が現在行っている道路・橋梁の維持管理計画策定や予算措置の手順・方法を確認する。また、既に策定されている維持管理計画（年間計画、長期計画等）がある場合には、当該計画の内容についても精査する。これらの作業を踏まえ、現状の維持管理計画策定における課題を分析・抽出する。

3-2. 維持管理活動の年間基本スケジュールを定める。

上記3-1.の結果も踏まえ、維持管理計画策定における課題を明らかにした上で、道路・橋梁の維持管理を行う上で通年の基本スケジュール（日常点検、定期点検等）を策定し、成果1及び2で策定する総合マニュアル（Comprehensive Manual）に反映する。

3-3. 収集データに基づき道路と橋梁の年間維持管理計画を策定する。

上記3-2.で定めた維持管理活動の年間基本スケジュールをベースに、道路・橋梁それぞれの年間維持管理計画を策定する。その際、成果1及び2で収集した点検データ等も活用する。

（7）成果4「道路・橋梁の運営維持管理に係る組織体制が強化される」に係る活動（※7）

4-1. 現状及び今後改編が予定される建設省の組織・体制について調査する。

現時点、及び現在進められている法人化後の組織・体制について確認する。その際、維持管理部門のみならず、建設部門や計画部門等についても網羅的に調査を行い、まとめる（※8）。

4-2. 運営・維持管理に関連するすべてのユニット/セクションを特定する。

上記4-1.の結果も踏まえ、道路・橋梁の運営維持管理活動に関係するユニット/セクション（部局）をすべて特定し、各部局の役割分担や責任範囲について明確にし、まとめる。なお、結果を取りまとめる際には図示する等理解を促進するような形でまとめることが望ましい。

4-3. 各々の関連ユニット/セクションの職員のスキルレベルを把握する。

上記4-2.の結果も踏まえ、道路・橋梁の運営維持管理活動に関係するユニット/セクション（部局）における職員の能力を確認し、まとめる。これにより優先的に技術移転・トレーニングを行うべき部局を特定し、可能な範囲で当該部局の職員のスキルレベル向上に資する助言等を行う。

4-4. 関連ユニット/セクションの円滑なコミュニケーション体制を確立する。

上記4-2.の結果も踏まえ、道路・橋梁の運営維持管理活動に関係するユニット/セクション（部局）の各部局間でのコミュニケーション・連携が円滑に行われる様、体制構築を支援する。その際、各部局の窓口を指定する、部局を跨いだ委員会を設置する、定例会議を実施する等、考えられ得る改善案をリストアップし、実現可能かつ効果が高いと思われるものから実施する。また、これについては可能な限り明文化・ルール化するものとし、

成果1及び2で策定する総合マニュアル（Comprehensive Manual）にも反映する。

（8）モニタリング

Monitoring Sheet（JICA指定様式あり。下記「第4 4.（2）公開資料」参照）については、事業の進捗状況の確認や事業管理上の意思決定の材料とするべく、上記（1）記載のワークプラン案の作成と同時にMonitoring Sheet Ver.1を作成する。作成日から起算して6か月おきに計6回、先方実施機関と協同で更新版を作成し、JICAミャンマー事務所に提出する。日常のプロジェクト活動の中において、指標に関するデータ収集・PO（Plan of Operation）及びPDM（Project Design Matrix）に基づく進捗確認を行い、その結果をMonitoring Sheetにまとめること。Monitoring Sheetに記載すべき具体的な項目としては、活動報告の他、成果発現状況、実施上の課題・懸案事項及びその対処方針、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素、がある。（以下、この一連の作業を、「モニタリング」という。）モニタリングの実施に当たっては、モニタリングのための材料となるベースライン調査と進捗状況調査を行い、評価案と今後の方針を作成する「モニタリング」担当の業務従事者（2MM程度）を含めることを推奨する。

プロジェクト開始時には、最初に行われるプロジェクト普及セミナー等の現地協議において、「モニタリング及び事後評価の実施に係るJICAの原則」、「プロジェクトにおけるモニタリングの位置付け」、「PDMとモニタリングの関連性」、「モニタリングと事後評価の関係性」等についてプロジェクト関係者間での理解を図り、先方側への協力を求めること。またこの段階においては、指標ごとに①指標の定義・補足説明、②プロジェクト開始前の状況、③収集方法・情報源、④収集時期・頻度、⑤指標達成時期、⑥データ収集の担当者（日本側、ミャンマー（C/P）側双方記載）を整理すること。プロジェクトの後半では、プロジェクト終了後の持続性も考慮し、C/P主導でデータ収集が実施されることが望ましい。

このモニタリング実施の体制のあり方については、個別案件の特性を踏まえて、プロポーザルにおいて提案すること。なお、モニタリング体制導入に伴い、従来の中間レビュー調査・終了時評価調査は実施しない予定である。

（9）JCC（Joint Coordination Committee）の開催

JCCをプロジェクト期間中計6回、6か月に1回を目途に開催し、プロジェクトの進捗・課題・予定を関係者間で共有する。なお、原則として、JCC参加者は、R/Dに定められたメンバーとするが、それ以外の組織の参加についても事前に参加有無を確認した上で、適宜オブザーバーとして参加召集する。

JCCでは、Monitoring SheetやPDM・POの修正案を、プロジェクトチーム及び長期専門家、またはC/Pが説明し、上記（8）のモニタリング結果の報告を行うこと。当該報告をもとにC/Pやミャンマー側の関係機関と議論を行い、必要に応じてミャンマー側の意見も踏まえたうえで、PDM・POの改訂を検討する。

（10）プロジェクト事業完了報告書の作成・協議

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し実施運営上の工夫や課題・教訓等をプロジェ

クト事業完了報告書に取りまとめる。

プロジェクト完了3ヶ月前までに専門家チームは先方実施機関と協同で報告書の第一案を作成し、在外事務所に提出。その後JICAからのコメントを踏まえて報告書案を修正し、JCCで合同レビューを実施し、その結果を踏まえ報告書を修正、確定する。

7. 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書は下表のとおり。

報告書等の印刷、電子化の仕様（CD-R）の仕様については、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）については、発注者と受注者で協議、確認する。

報告書名	提出時期	部数、仕様
業務計画書	契約締結後10日以内	和文 5 部（簡易製本）
ワークプラン	2020年3月 （プロジェクト開始時）	英文 5 部（簡易製本）
Monitoring Sheet	●Ver.1：2020年3月 （プロジェクト開始時） ●Ver.2：2020年9月 ●Ver.3：2021年3月 ●Ver.4：2021年9月 ●Ver.5：2022年3月 ●Ver.6：2022年8月	英文 Word形式もしくはPDF 形式で電子データを提出
プロジェクト事業 完了報告書（和文） Project Completion Report（英文）	2022年8月31日まで （最終JCC開催の3週間前 までに事業完了報告書 （案）を作成・提出）	●和文 5 部（製本） ●英文 5 部（製本） ●和文要約 5 部（製本） ●CD-R 和文英文各 5 枚

注1. 「業務計画書」は、共通仕様書第6条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2. 「ワークプラン」は、現地での業務を開始する前にドラフトを作成しJICAと共有する。現地業務開始後にC/Pとの協議や現地の状況の把握等を経て必要に応じて加筆・修正し、最終的にC/P機関の合意を得たものを提出すること。

注3. 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

(2) 技術協力作成資料

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、Project Completion Reportに

添付して提出する。

- ① 成果 1 関連
 - ア) 橋梁点検・診断・記録総合マニュアル (Comprehensive Manual)
 - イ) 橋梁点検現場マニュアル (Operation Manual)
- ② 成果 2 関連
 - ア) 道路点検・診断・記録・補修設計総合マニュアル (Comprehensive Manual)
 - イ) 道路点検現場マニュアル (Operation Manual)

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、海外・国内における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ WBS (Work Breakdown Structure)
- ④ 業務フローチャート

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2020年2月下旬に事前準備を開始し、2020年3月中旬から2022年8月上旬まで現地での活動を行う。最終JCC開催の3週間前までにプロジェクト事業完了報告書（案）を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：全体約 57M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は下記のとおり想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。なお、下記に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも可とする。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任者／道路・橋梁維持管理（2号）
- ② 橋梁点検（コンクリート）（3号）
- ③ 橋梁点検（鋼橋）
- ④ 橋梁診断
- ⑤ 道路点検
- ⑥ 道路構造調査・補修設計
- ⑦ データ管理
- ⑧ 研修企画／プロジェクトモニタリング／業務調整

3. 対象国による便宜供与（R/Dに記載のとおり）

(1) C/P の配置

（Project Director、Project Manager、Deputy Project Manager、Core Trainers 等）

- (2) 執務スペースの提供（家具、通信環境含む）
- (3) プロジェクト実施に必要なデータ等の提供
- (4) JICA 専門家のプロジェクトサイトへの訪問許可
- (5) JICA 専門家への ID カードの発行（必要な場合のみ）
- (6) 既存の維持管理用機材
- (7) その他プロジェクト実施に必要な運営費用

4. 参考資料

(1) 配布資料

- ① ミャンマー連邦共和国道路橋梁点検維持管理技術プロジェクト
詳細計画策定調査報告書（2019年）
- ② R/D（PDM、PO（JICA案）を含む）

（2）公開資料

- ・各種マニュアル・様式

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html>

- ・道路アセットマネジメントプラットフォーム

<https://messe.nikkei.co.jp/files/IN6798/4-201811021600070112.pdf>

- ・JICAと内閣府SIPによる覚書締結

https://www.jica.go.jp/press/2017/20171023_04.html

- ・JICAと土木学会による覚書締結

https://www.jica.go.jp/press/2018/20190306_01.html

5. 再委託（現地・国内）

本プロジェクトにおける再委託業務（現地・国内）は想定していないが、現地再委託を行う必要があるものについては、プロポーザルにて明確な理由と共に提案し、必要経費を本見積りに計上すること。また可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続（見積書による価格比較、入札等）、価格競争等に参加を想定している現地業者の候補者名、現地再委託業務の監督方法、成果品の検査方法等、具体的な提案を行うこと。

なお、「第3 特記仕様書案 5. 業務の実施方針及び留意事項（7）先進的な本邦技術の活用（パイロットプロジェクト）」に記載のパイロットプロジェクトを実施する際には、必要に応じて現地再委託や国内再委託を含めることを可とする。

現地再委託にあたっては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

6. 業務用機材

機材の調達方法等については、

「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」
（<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>）に従うこと。

本契約において調達する資機材の仕様については、ミャンマー側の意見を汲み、プロジェクト終了後も先方の責任で維持管理可能なものとする。

なお、本契約において調達する供与機材については、受注者において、輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、発注者に対して所定の様式により報告するものとする。

また、本契約において調達した資機材を含め、受注者が当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、受注者が必要な

手続を行うものとする。

7. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整を十分に行う。また、JICA事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段についてJICA事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

現地における安全管理体制をプロポーザルにて提案すること。

8. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本プロジェクトにおいては、全期間を一括で、年度を跨ぐ契約(複数年度契約)を締結するため、会計年度を跨ぐ現地業務・国内作業を継続して実施することが可能である。経費の支出についても年度末に切れ目なく行うことが可能で、会計年度毎の精算は不要である。

(2) 不正腐敗防止

「JICA不正腐敗防止ガイダンス」(2014年10月)

(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談すること。

(3) 各種報告書・作成資料に関する著作権

本プロジェクトにおいて作成され、発注者による検査が行われた各種報告書・作成資料の著作権は、JICAに帰属する(但し、受注者が従前より権利を有する著作物及びノウハウは除く)と共に、当該報告書・資料等については、受注者はいかなる場合についても著作者人格権を主張しないこととする。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定している。

以 上

別紙：実施体制図

